	に改め、同表前条第三項第一号の項中「第五条の二第五項第四号」を
	」

「第五条の二第七項第四号」に、「第五条の二第十五項」を「第五条の二第十七項」に、「第五条の二第十六項」を「第五条の二第十八項」に、「同条第十六項」を「同条第十八項」に改め、同表前条第九項の項中「第三十七項」を「第三十八項」に改め、同表前条第十項の項中

「法第五条の三第一項第二号	」を	「同条第一項第二号ロ

」に、「法第五条の三第一項第二号

」に、「第三十七項」を「第三十八項」に、「同条第五項第七号」を「同条第七項第七号」に、「同条第五項第八号」を「同条第七項第八号」に改め、同表前条第二十三項の項中「前条第二十三項」を「前条第二十四項」に、「第五条の二第十一項（二）」を「第五条の二第十三項（二）」に、「法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十一項」を「法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十三項の」に、「同条第十一項」を「同条第十三項の」に改め、同表前条第二十八項の項中「前条第二十八項」を「前条第二十九項」に、「同条第五項第七号」を「同条第七項第七号」に改め、同表前条第四十一項の項中「前条第四十一項」を「前条第四十二項」に、「第五条の二第十六項」を「第五条の二第十八項」に改め、同表前条第四十七項第一号の項中「前条第四十七項第一号」を「前条第四十八項第一号」に改め、同条第十六項中「第五条の二第十四項」を「第五条の二第十六項」に改める。

第三条の三第一項中「第二条の三十六」を「第二条の三十七」に改める。

第四条の二第四項の表第百四条第一項の項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、同表第百二十一条第一項の項中「第百二十一条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同表第百二十三条第一項並びに第二項第三号から第五号まで及び第七号、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条並びに第二百三十二条の項中「第百五十五条」の下に「、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ⑵」を加える。

第四条の六の二第十二項中「百分の五」を「百分の三」に改める。

第四条の七の二第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第五条の三第二項中「第十条の二の二第三項及び第四項」の下に「、第十条の二の三第三項及び第四項」を、「第十条の五第三項及び第四項」の下に「、第十条の六第一項」を、「第四十一条の十八第二項」の下に「、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項」を加える。

第五条の四第十三項中「第十条第一項から第六項まで」の下に「、第十条の二の三第三項及び第四項」を、「第十条の五第三項及び第四項」の下に「、第十条の六第一項」を、「第四十一条の十八第二項」の下に「、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の四の二　法第十条の二の三第一項第一号イに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第三項第一号又は第五号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げる機械その他の減価償却資産のうち化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）以外のエネルギー資源（太陽光、風力、水力及びエネルギー源として利用することができる廃棄物に限る。）の利用に著しく資するものとして財務大臣が指定するものとする。

2　法第十条の二の三第一項第一号ロに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項第二号、第三号又は第五号（同項第二号又は第三号に係る部分に限る。）に掲げる機械その他の減価償却資産のうちエネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に著しく資するものとして財務大臣が指定するものとする。

3　法第十条の二の三第一項第二号イに掲げる設備に係る同号に規定する政令で定めるものは、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十二条に規定する熱の損失の防止に資する設備並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第十四条第一号及び第二号に掲げる建築設備（第五項第一号イにおいて「エネルギー使用合理化設備」という。）で、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資するものとして財務大臣が指定するものの全てを同時に設置する場合のこれらの設備とする。

4　法第十条の二の三第一項第二号ロに掲げる設備に係る同号に規定する政令で定めるものは、同号ロに規定する空気調和設備、照明設備その他の建築設備の計測、制御、監視又は管理を行う設備（次項第二号イにおいて「エネルギー使用制御設備」という。）で、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資するものとして財務大臣が指定するもの（以下この項において「指定エネルギー使用制御設備」という。）の全てを同時に設置する場合の当該指定エネルギー使用制御設備（指定エネルギー使用制御設備のうち財務省令で定める設備が既に設置されている場合には、当該財務省令で定める設備以外の指定エネルギー使用制御設備の全てを同時に設置する場合の当該指定エネルギー使用制御設備）とする。

5　法第十条の二の三第一項第二号に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

一　法第十条の二の三第一項第二号イに掲げる設備が設置される建築物　次に掲げる基準

イ　当該建築物に設置されるエネルギー使用合理化設備の全てが第三項に規定する財務大臣が指定する設備で構成されていること。

ロ　当該建築物に設置されるエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十二条に規定する熱の損失の防止に資する設備又はエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第十四条第一号若しくは第二号に掲げる建築設備（以下この号において「建築設備等」という。）の全てについて、当該建築設備等ごとに定められた建築物の熱の損失の防止又は建築物のエネルギーの効率的利用が的確に実施されているかどうかについての同法第七十三条第一項に規定する判断の基準として同項の規定により公表された数値の百分の七十五以下となつていること。

二　法第十条の二の三第一項第二号ロに掲げる設備が設置される建築物　次に掲げる基準

イ　当該建築物に設置されるエネルギー使用制御設備の全てが前項に規定する財務大臣が指定する設備で構成されていること。

ロ　当該設備を設置した後の建築物のエネルギーの使用量の当該設備を設置する前の建築物のエネルギーの使用量に対する割合が百分の九十五以下であること。

6　法第十条の二の三第一項第二号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた場合とする。

7　法第十条の二の三第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の二の三第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。